

# ○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害者等の場合	注 障害支援区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 90日以上利用減算	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ ロ以外の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満	(186単位)												
	(2) 1時間以上1時間30分未満	(277単位)												
	(3) 1時間30分以上2時間未満	(369単位)												
	(4) 2時間以上2時間30分未満	(461単位)												
	(5) 2時間30分以上3時間未満	(553単位)												
	(6) 3時間以上3時間30分未満	(644単位)												
	(7) 3時間30分以上4時間未満	(736単位)												
	(8) 4時間以上8時間未満	(821単位に30分を増すごとに+85単位)												
	(9) 8時間以上12時間未満	(1,505単位に30分を増すごとに+85単位)												
	(10) 12時間以上16時間未満	(2,184単位に30分を増すごとに+81単位)												
	(11) 16時間以上20時間未満	(2,834単位に30分を増すごとに+86単位)												
	(12) 20時間以上24時間未満	(3,520単位に30分を増すごとに+80単位)												
ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満	(186単位)	+15/100	+8.5/100										
	(2) 1時間以上1時間30分未満	(277単位)												
	(3) 1時間30分以上2時間未満	(369単位)												
	(4) 2時間以上2時間30分未満	(461単位)												
	(5) 2時間30分以上3時間未満	(553単位)												
	(6) 3時間以上3時間30分未満	(644単位)												
	(7) 3時間30分以上4時間未満	(736単位)												
	(8) 4時間以上8時間未満	(821単位に30分を増すごとに+85単位)												
	(9) 8時間以上12時間未満	(1,505単位に30分を増すごとに+85単位)												
	(10) 12時間以上16時間未満	(2,184単位に30分を増すごとに+81単位)												
	(11) 16時間以上20時間未満	(2,834単位に30分を増すごとに+86単位)												
	(12) 20時間以上24時間未満	(3,520単位に30分を増すごとに+80単位)												
移動介護加算	イ 1時間未満 (100単位を加算) ロ 1時間以上1時間30分未満 (125単位を加算) ハ 1時間30分以上2時間未満 (150単位を加算) ニ 2時間以上2時間30分未満 (175単位を加算) ホ 2時間30分以上3時間未満 (200単位を加算) ヘ 3時間以上 (250単位を加算)													
移動介護緊急時支援加算	(1日につき240単位を加算)													
初回加算	(1月につき200単位を加算)													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)													
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度)	(1回につき584単位を加算)													
入院時支援連携加算	(入院前に1回を限度として300単位を加算)													
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×343/1,000)													
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×328/1,000)													
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×273/1,000)													
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×219/1,000)													
	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×298/1,000)													
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×289/1,000)													
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×283/1,000)													
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×274/1,000)													
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×244/1,000)													
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×229/1,000)													
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×224/1,000)													
	(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×228/1,000)													
	(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×209/1,000)													
	(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×179/1,000)													
(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×174/1,000)														
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×164/1,000)														
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×154/1,000)														
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×109/1,000)														
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×200/1,000)														
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×146/1,000)														
ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×81/1,000)														
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×70/1,000)														
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×55/1,000)														
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×45/1,000)														